

法人格のない団体の口座開設をされるお客様へ

◆ 権利能力なき団体名義での口座開設について

当JAでは、権利能力なき団体としての要件を満たす場合のみ、口座開設を行っております。

要件等を満たさない団体のお客様については、口座開設をお断りする場合がございますのでご了承ください。

団体としての要件

- (1) 団体としての組織を備えていること
- (2) 多数決の原則が行われていること
- (3) 構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続していること
- (4) 組織において代表の選任方法が定められていること
- (5) 総会の運営方法が定められ、総会を実施していること
- (6) 財産の管理方法が定められ、収支報告を実施していること
- (7) 構成員に共有持分権・分割請求権がある旨が定められていないこと

◆ 口座開設には以下の書類等をご準備ください

口座開設には以下のすべての書類が必要です。ご提出いただけない場合は、口座開設をお断りすることがございますのでご了承ください。また、ご提出いただいた書類はコピー(写し)をいただきます。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の活動実績がわかる資料(総会資料等)
- (3) 団体での職務が記載された構成員名簿(役員名簿等)
- (4) 団体の総会議事録
- (5) ご来店者様(口座開設の権限を有する代表者様、会計様等)の本人確認書類(顔写真付きの運転免許証等)
(注)口座開設に来店されたお客様と、今後お取引をされる方が異なる場合には、別途「委任状」等が必要になる場合がございます
- (6) 口座に登録する印章

◆ ご留意点

- ・口座開設には審査が必要なため、お申込みから1ヶ月程度を要する場合がございます。
- ・別途、追加で書類のご提出をお願いする場合がございます。
- ・審査の結果、口座開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。
- ・1団体=1貯金者であり、1貯金者あたり1口座のみのご利用をお願いいたします。会計を分ける口座の開設は原則できません。

◆ 口座売買等の禁止について

- ・口座の売買や他人に利用させることを目的とした口座開設は法律で禁止されており、刑事罰の対象となる場合もございます。
- ・貯金規定に違反した場合、口座の利用停止や解約をさせていただくことがあります。
- ・口座開設後に不自然なお取引が発生した場合、取引内容をご確認させていただくことがあります。

総合的判断により口座開設をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。